

公共柵設置基準要綱

平成 26 年 4 月 1 日

西宮市下水道部

公 共 枳 設 置 基 準 要 綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共枳（取付管含む）の設置基準等を定め、公共下水道の整備促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱に定める公共枳（宅地内排水を公共下水道へ流入させる為の枳で市が管理するもの。）の定義は、次の各号に定める。

- (1) 無料公共枳 市の費用負担において設置する公共枳をいう。
- (2) 有料公共枳 申請者の費用負担において設置する公共枳をいう。
(受託事業による市施工、または下水道法第16条承認行為等)
- (3) 特定枳 特定事業所の排水を採取する為に設置する公共枳をいう。

(無料公共枳の設置)

第3条 無料公共枳の設置条件は、次の各号に定めるところによる。ただし、西宮市開発事業等におけるまちづくりに関する条例による指導がある場合は、当該条例によるものとする。

(1) 設置期限

無料公共枳の設置期限は、公共下水道の供用開始の日〔西宮市都市計画下水道事業受益者負担金条例による受益者負担金を徴収猶予できる土地（農地・生産緑地・遊園地等）は宅地転用後〕から3年以内とする。ただし、西宮市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認めたものについては、この限りではない。

(2) 設置数量

公共下水道整備事業による公共枳の設置数量は申請された日（農地・生産緑地・遊園地等は徴収猶予した日）の土地・建物の形態によるものとし、次に定めるところによる。

ア 汚水排水のある家屋1軒につき1個とする。ただし、敷地面積500㎡以上で管理者が必要と認めたときは2個まで設置することができる。

イ 集合住宅は1棟に2個までとする。ただし、管理者が必要と認めたときは、1区分所有者に1個を限度として設置することができる。

ウ 建築物のない土地については、所有者が同一で連続した1区画について1個とする。ただし、その連続した土地の面積が500㎡以上で、管理者が必要と認めたときは2個まで設置することができる。

エ 西宮市都市計画下水道事業受益者負担金条例による、受益者負担金を徴収猶予した土地は、徴収猶予した時の土地の形態で決定し、上記ウのとおりとする。(分割宅地化による複数の無料公共樹申請防止)

(3) 設置位置

無料公共樹は、民有地内に設置するものとし、原則として官民境界から樹の中心までの距離は1 m以内とする。ただし、民有地内の設置が不可能な場合及び私道等共同排水設備助成要綱の対象となる道路で、私道内に設置することが困難な場合等は、道路管理者の許可を得た上で公道上に設置することができる。

(4) 設置申請

無料公共樹設置申請は、次の様式によるものとする。

ア 新設工事にかかる申請は、様式1号によるものとする。

イ 供用開始後の申請は、様式2号によるものとする。

(有料公共樹の設置)

第4条 前条第1号及び第2号の規定に適合しない土地への公共樹の設置は、すべて有料公共樹とするものとし、次の各号に定めるところによる。

(1) 設置数量

有料公共樹の設置数量は、公共下水道保全のため最小限にとどめなければならない。

(2) 設置位置

有料公共樹は、民有地内に設置するものとし、原則として官民境界から樹の中心までの距離は1 m以内とする。ただし、民有地内の設置が不可能な場合は道路管理者の許可を得た上で公道上に設置することができる。

(3) 設置申請

有料公共樹の設置申請は、様式3号(受託事業による市施工)及び様式4号(下水道法第16条承認行為)によるものとする。

(農地への設置)

第5条 農地への公共樹の設置は、公共下水道保全のため、原則として宅地に用途変更された後に設置する。

(撤去・移設・取替)

第6条 公共樹を撤去、移設及び取替する場合は、原因者の負担とする。ただし、管理者が特に認めたものについては、市の施工とすることができる。また申請は第4条第3号に従うものとする。

(特定柵の設置)

第7条 特定柵は、道路上に設置するものとし、次の各号に定めるところによる。

- (1) 公共下水道整備事業により設置する場合は、1事業場当たり1個の特定柵を無料で設置することができる。
- (2) 前項以外で設置する場合は有料とする。

(公共柵の構造等)

第8条 公共柵の構造等について、次の各号のとおり定める。

(1) 構造

ア 標準タイプ

硬質塩化ビニール製品(φ200mm)で、市の指定品であること。ただし、車両等の通行する場所にあつては、市の指定する保護蓋(φ280mmのダクタイル鋳鉄製)を設置しなければならない。

イ その他

コンクリート製品(0号・1号人孔等)で躯体、蓋とも市の指定品であること。または管理者が特に認めたもの。

標準構造図

公共柵の標準構造図は、西宮市標準構造図集による。

付 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日より施行する。
- 2 公共柵設置基準要綱(平成13年10月1日施行)は、廃止する。